

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域商社を核とした加工拠点整備計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県芳賀郡益子町

3 地域再生計画の区域

栃木県芳賀郡益子町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

益子町は典型的な農山村集落で形成される農業生産が盛んな地域である。また、伝統工芸品「益子焼」の産地としての認知度が高く、首都東京から100km圏内に位置する利便性もあることから、年間250万人を超える観光集客を有する町でもある。平成28年には地域振興の拠点として「道の駅ましこ」を整備し、町の基幹産業である農と食、観光を町の成長産業とするための取り組みを進めてきた。

しかしながら、道の駅での物販部門の売上高は施設全体の8割を占めるものの、町内で生産される商品は利益率が低く長期保存できない生鮮野菜や個人が有する営業許可で小規模かつ不定期に加工製造される一次加工品がその大多数である。また、多くの来訪者から地元産品を活用した土産品を求める声があるものの、町内には土産商品を製造する事業者も少なく、町内事業者が販売額に占める割合は3割程度であり、他市町からの卸・仕入等に頼らざるを得ない状況にある。本町の地方創生の中核を担い、道の駅の運営を行う地域商社「株式会社ましこカンパニー」は、地域産品を活用した加工商品の製造・販売を行なうものの、自社加工所を持たず小規模な施設を間借りし製造しており、生産可能な商品数・生産量も限られ、道の駅での販売額も3%程度にとどまっていることから、保存期間が長く、加工も容易で町のブランドとなる地域資源を活用した特産商品の安定的な生産・供給が課題となっている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本町の地域特産品である多様な果樹や野菜を活用し、民間業者、金融機関、町の出資により設立した地域商社が核となり、町のブランドとなる高付加価値な商品を創出するとともに、今後需要が見込まれる一次加工受託商品の製造（OEMによる供給）が可能な加工施設を整備することにより、地方創生における課題の解決と、その受け皿となる地域商社の経営基盤を強化し、地方版総合戦略が目指す「将来にわたって活力あるまちづくり」を実現する。

さらに、この取組により、多くの顧客ニーズに即した地域特産品を活用した商品を供給し、来訪者の顧客満足度の向上を図る。また、原材料となる地域特産品の生産活動体制の維持・拡大につなげ、高齢化などによる離農率を緩やかにするとともに、地域の担い手確保や若者等の就農などにより、農村地域の環境保全とその集落機能を維持する。加えて、受託製造を行なうことで、食品加工施設を持ち合わせない地方公共団体や民間業者といった多様な主体と連携・協働体制を構築することを可能とするなど、官民協働事業の促進や地域間におけるあらたな起業や雇用の創出効果が期待できるものである。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
本施設整備により新たに製造・開発され商品数（点）	0	0	12
本整備により製造・販売された商品の販売増加額（千円）	0	0	7,358
本整備により新たに雇用した雇用者数（人）	7	1	2

2021年度増加分 3年目	2022年度増加分 4年目	2023年度増加分 5年目	K P I 増加分 の累計
9	15	14	50
3,410	4,055	5,474	20,297
3	3	2	11

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3に記載のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007（拠点整備）】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

地域商社を核とした加工拠点整備計画

③ 事業の内容

本事業は、地域の特産品であるりんごやなし、ぶどう、ブルーベリーといった多様な果樹や野菜を活用し、民間業者、金融機関、町の出資により設立した地域商社を核として、多くの顧客ニーズに対応する高付加価値商品や、保存期間が長く、加工も容易で町のブランドとなる商品の創出と、今後需要が見込まれる一次加工受託商品の製造が可能な食品加工施設を整備することにより、地方創生における課題の解決とその受け皿となる地域商社の経営基盤強化を図るため実施するものである。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

本事業は、地方版総合戦略である「新ましこ未来計画」に掲げる「農業生産体制を整備し、地域産品の販路を拡大する」という施策を実現するため、本町において地方創生の推進に大きな役割を果たす地域産業の基盤となる施設整備を行うことで、地域課題の解決とその受け皿となる地域商社の経営基盤の強化・育成を図るものである。

また、加工施設の運営を担う地域商社(株)ましこカンパニーは、金融機関や民間会社、町民など多様な事業者等により構成されており、商品開発や販路開拓等に関しては、民間からの資金提供や経営ノウハウを得て事業を行うとともに、町や町内の農商工業者、関係団体等と連携・調整しながら

、町内における農産物等の生産振興を図るとともに加工製造体制を構築することにより、地域の振興と活性化を図る。

【政策間連携】

地域商社を核とした地域拠点を新たに整備することで、加工・製造、流通・販売、さらに消費までを多角的かつ多面的に一元化することを可能とし、町の総合戦略に掲げる雇用の創出、生産・所得の向上、担い手の育成・確保といった、暮らし、産業振興、人材育成の各政策課題に対して地域資源を効果的に活用した実効性あるローカルイノベーションを可能とする。

【地域間連携】

これまでも地域商社を核とした民間主導によるマーケティングや販路開拓を実施しており、地域間における連携効果の発現を可能としてきた。また、この事業で新たに一次加工品の受託製造を行なうことから、民間事業者や地方公共団体間のさらなる連携拡大を可能としており、相互のニーズに合わせた広域的なメリットを十分に発揮する事業である。

【自立性】

食品加工施設の管理運営は地域商社(株)ましこカンパニーが行なうものとし、維持管理経費については加工部門で製造された商品の販売収入や受託生産による収入で賄い、自立した経営により事業を維持する。

なお、製造商品の生産拡大や商品価値の向上は、基より本交付金に頼るものではなく、金融機関等からの資金提供や事業者の自主的な商品開発、販路開拓等により進めるものとしている。

また、事業を実効的かつ継続的に推進するための体制については、地域商社(株)ましこカンパニーによる事業主体が既に形成されており、生産、加工・製造、販売における多様な主体がそれぞれの力を十分に発揮できる体制が構築されている。

さらに、事業化に伴う積極的な雇用と、多様な主体が連携・協力することで、地方創生の推進に向けた自立的かつ主体的な地域づくりに必要不可欠な人材を育成、確保することを可能としている。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

外部有識者を交えた、新ましこ未来計画及び益子町まち・ひと・しごと・創生総合戦略検証委員会により、毎年10月に中間報告、その翌年度5月に前年度の事業の検証を行い、KPI等の達成度等を総合的に勘案し、実施メニューの追加・廃止等の見直しを含めた提言等も行う。また、議会においては、四半期毎の中間報告のほか、翌年度5月に全員協議会等で前年度事業分の検証を行う。

【外部組織の参画者】

町内産業団体（商工会、観光協会、認定農業者協議会）、総合戦略検討に携わった住民、町内金融機関のほか、健康・福祉・環境・女性団体・教育・スポーツ等の団体からの推薦者。

【検証結果の公表の方法】

町広報紙、ホームページの掲載や各公共施設での調書閲覧による。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 143,847千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 道の駅支援事業

ア 事業概要

地域振興の拠点となる道の駅を核として農産品の販売促進や雇用の確保を図るとともに、地域資源を活用した着地型旅行商品の開発、移住・地域・観光などの事業の企画や情報提供を行うなどにより、地域商社として地域経営の役割を担う。

イ 実施主体

栃木県芳賀郡益子町

ウ 実施期間

2016年4月1日から2024年3月31日まで

(2) 移住定住促進事業

ア 事業概要

地域振興拠点施設内に移住サポートセンターを併設し、専任のコンシェルジュによる移住定住希望者の各種相談や空き家・空き地バンクの管理、物件案内、移住定住に関する情報発信を行うなどワンストップ型総合案内窓口により幅広く対応。

イ 事業実施主体

栃木県芳賀郡益子町

ウ 事業実施期間

2017年4月1日から2024年3月31日まで

(3) 農村拠点施設ビジネス推進事業

ア 事業概要

農村地域の持続的な発展と活性化を図るため、地域振興拠点施設内に農業生産部門を新たに創設し、農産物の生産を通して住民、農業者などの多様な主体と地域商社、町が連携・協働して「生涯を現役で、安心して暮らせる地域づくり」を進める。

イ 事業実施主体

栃木県芳賀郡益子町

ウ 事業実施期間

事業認定日から2020年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。